

市川二中同窓会細則 7 同窓会ホームページ運用に関する細則

第1条（目的）

本細則は同窓会ホームページ(以下HPとする)の管理・運用に関する業務等を定める。

第2条（HPの所有・管理・運用）

HPの管理・運用はHP委員会に委託するが、所有権は同窓会会長（以下会長とする）とし、日常の運用に関しては、理事会の監督のもとに行う事とする。

第3条（HPの所有）

HPの所有に関しては、契約先・契約内容及びアクセス・管理方法などの情報を会長に報告・登録し、会長はこれら情報を保管する義務を負う。

第4条（情報の保護）

- 1.HPは市川二中同窓会員及び準会員（以下会員等とする）と同窓会の情報交換の場として存在するが、その性格上、一般にも公開されるため「個人情報保護法」の規定に基づき、厳格に運用しなければならない。
- 2.また管理者が保管する情報は外部に秘匿されるとともに、外部からの不必要な侵入を防ぐための措置を取るよう努力する。
- 3.詳しくは「Web サイト利用規定」及び「Web サイト運営に関する個人情報等の保護規定」（いずれも H25年1月26日制定、会報16号で布告、同窓会 HP「運営」の「Web 規定」に掲載）にもとづき運用する。

第5条（運用）

- 1.HPは同窓会「会報」との連携に努めつつ、HPの特性を生かした活動をすすめる。
- 2.HPは会員等への情報伝達と共に相互間での情報交換の便宜を図る事を目的に、絶えず必要な更新を行うよう努力する。
- 3.HPは同総会会則に則り、同窓会定期（臨時）総会の開催告示（役員改選時の公示を含む）及び議案の告知などの連絡及び緊急時の伝達の業務を行う。
- 4.HP委員会は年間の更新企画をあらかじめ理事会に提出し承認を得るものとする。

5. 「みなさんの頁」など会員個人による書き込み、同好会に関する頁、また最新情報に変更を要する情報等はHP委員会の判断でその都度更新できる。
6. 書き込みに関しては、特定の宗教・政党・候補者への支持依頼・勧誘を禁止するとともに、公序良俗に反するもの、特定の個人を誹謗するなどの行為を禁止する。HP委員会は、このような事態を未然に防止するため必要な措置を行う。
7. その他、同窓会会則に則り必要な業務を行う。

第6条（記録の保管と保護）

HP委員会は、過去のHPに掲載した情報を保管し、不用意な消去や外部からの侵入から保護できるよう管理しなければならない。

第7条（本細則の改廃）

本細則の改廃は市川二中同窓会評議委員会の決議による。

第8条（本細則の履歴）

2023年2月18日 制定